

役員報酬規程等提出書

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ)		
	名 称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定（特例認定）の有効期間	事 業 年 度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項）の規定により提出します。			
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		チェック欄	
提出しない場合			
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____ 年度）			
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____ 年度）			
前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）			役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く。） 口 給与を得た職員の総数及び総額
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 口 役員等との取引			海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（口に係る部分を除く。）、第4号イ及び口、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
			認定基準等チェック表（第3表） 「口」の欄の記載は必要ありません。
			「役員の状況」第3表付表1
			監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2
			認定基準等チェック表（第4表）（初葉）
			認定基準等チェック表（第5表）
			認定基準等チェック表（第7表）
			欠格事由チェック表

法人名		事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	------	---------------

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

収益の源泉別の明細	
収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

借入金の明細	
借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

その他	

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

[illegible]

□ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

八 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔 寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く。） 口 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 又は に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く。）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

(注2) 注1の ~ の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

5 支出した寄附金に関する事項 [支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄付の目的等
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
	合 計	円		

6 海外への送金等に関する事項[海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。
(ただし、法人において、作成、備置、閲覧については行う必要があります。)

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

及び の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

又は に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているものの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

（所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。）

～ の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。